

2026.04.01

ESG リスクトピックス <2026 年度第 1 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<ガバナンス>

○金融庁がCG コードの改訂案を公開、プリンシプル化・スリム化目指し原則を再整理

（参考情報：2026 年 2 月 19 日 金融庁 HP：

https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/index.html）

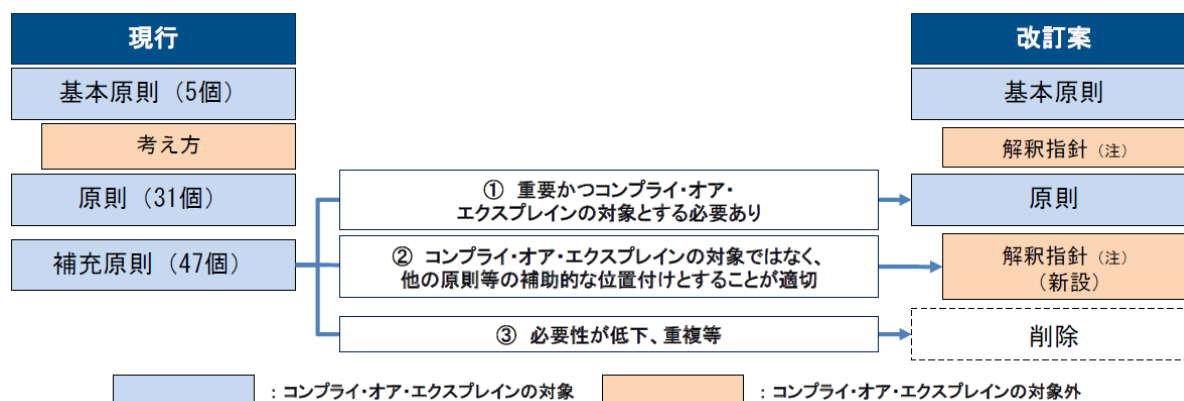
金融庁は 2 月 26 日、コーポレートガバナンス・コード（CG コード）の改訂案を公表した。同コードの改訂は 2021 年以來の 3 度目。今回は企業向けの具体的な指針となる「原則」について、類似・重複する内容・項目を再整理し、全体をスリム化したのが大きな特徴だ。今年夏の確定を見込む。

今回の改訂では、「プリンシプル化」と「スリム化」が主な柱。新設した「序文」で、企業側の対応コストや開示負担の軽減だけではなく、経営者が中長期的な企業価値向上を検討・実行するための一助となることが、再整理の趣旨と説明している。その上で、情報開示のみならず、「本コードの各原則への対応の実質化に取り組むことが期待される」と述べている。

プリンシプル化では、「一見抽象的で大掴みな原則」を提示し、原則に適った行動か否かを企業の判断に任せるという同コードの基本姿勢をより反映。一方のスリム化では、現コードで 5 つの「基本原則」を改訂案は 4 つに改変した。その上で、下位にある「原則」も、内容の重要性や重複などに応じて整理した。

具体的には、現コードの「補充原則」を仕分けした。重要性が高い項目は「原則」に格上げする一方、他の原則の補助的な位置づけとすることが妥当な項目は新設の「解釈指針」に振り分けた。さらに、必要性が低下したものや他と重複するものは削除している。現コードの「補充原則」は、「基本原則」や「原則」の内容を企業が取るべき具体的な行動レベルで表現するのが目的。

【図】「原則」の再整理イメージ



出典：第 2 回コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議資料

例えば、現コードでそれぞれ基本原則に位置付けられる「1. 株主の権利・平等性の確保」と「5. 株主との対話」は、重要性が高い一方、重複することなどから、「1. 株主の権利・平等性の確保」に統合した上で、冒頭に引き上げられた。

サステナビリティ関連では、4 か所に分散する社会・環境問題の課題認識や基本的方針などの内容を集約。「原則 4-4. 取締役会の役割・責務（4）：サステナビリティを巡る取組み」にまとめた。また、人材の多様性確保についての項目は、現コードの補充原則の内容のまま原則に格上げ。努力目標とも読める表現から、数値目標の設定や実現に向けた方針、進捗の開示などを明確に求める原則に変えた。

<D&O>

○責任限定契約の対象拡大に向けた議論が進む

（参考情報：法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会 第 12 回会議：

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00331.html）

法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会は、2026 年 3 月 18 日、会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案（案）を公表し、会社法改正で目指す方向性を示した。

今回の中間試案（案）は、昨今のデジタル化や株主側の多様化など、企業を取り巻く事業環境の変化を反映したものとなっている。

例えば、企業の事務負担軽減・場所を問わない株主参加の促進を目的として、物理的な会場を設けないバーチャルオンリー株主総会（オンライン完結型）を可能とすることが示されている。また、株主との建設的な対話を可能にすることを目的として、機関投資家や信託銀行の背後にいる実質株主を把握しやすくするために、上場会社が仲介機関に対して実質株主情報の提供を請求できる仕組みを創設することなどが示された。

役員の賠償責任リスクの観点で注目すべきは、本中間試案（案）において、株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取締役等である取締役及び執行役を加えたことである。これは、現在非業務執行取締役等に限定されている責任限定契約の対象を拡大し、リスクを取る果敢な経営（攻めのガバナンス）を後押しすることを目的としたものである。中間試案（案）では、会社と業務執行取締役等との利益相反行為に基づく損害賠償責任については、責任限定契約の対象外としているが、今後より詳細の要件・規律の設定を予定している。

今後、公表される中間試案をもってパブリック・コメントの手続きに付される予定であり、企業におかれても改正に向けた議論の動向を注視されたい。

<自然資本>

OGRI、TNFD 開示との整合を重視した「生物多様性報告」事例付きガイドを公表

（参考情報：2026 年 2 月 16 日付 Global Reporting Initiative：

https://www.globalreporting.org/media/mszlcqgf/gri_decoding-biodiversity-impacts-e-book.pdf）

Global Reporting Initiative（GRI）は 2026 年 2 月 16 日、企業の生物多様性開示を支援する事例付きガイド「Decoding biodiversity impacts: A practical guide to corporate reporting with the GRI Standards（以下「本ガイド」）」を公開した。本ガイドは、2026 年 1 月より適用開始となった新スタンダード「GRI 101: Biodiversity 2024」を用いた、自然資本・生物多様性へのインパクトに関する開示の進め方について、主要 4 社（CDL、Coca-Cola HBC、Enel、JSW Steel）の先行事例をケーススタデ

ィとして示している。

本ガイドは、生物多様性の喪失が加速する中で、企業が事業活動およびサプライチェーンを通じた自然への「インパクト」について、場所の文脈も含めて特定・管理し、比較可能な形で開示する重要性を強調している。GRI101 はそのための実務的ロードマップとして位置づけられる。加えて、本ガイドは開示実務の効率化の観点から、TNFD との「相互運用性」の重要性を強調している。GRI101 には TNFD の LEAP (Locate/Evaluate/Assess/Prepare) の考え方が取り込まれており、両者は IPBES が整理する生物多様性損失の 5 つの直接要因 (Direct Driver) などの共通概念を用いている。すなわち、LEAP アプローチを通じて、その結果をインパクト開示として GRI101 に紐づけられれば、TNFD 対応と GRI 開示を可能な限り同じ作業の流れで整理することができる。本ガイドではこの前提のもとで 4 社の事例を通じて開示の組み立て方を具体化している。

ケーススタディ①：City Developments Limited (CDL／不動産)

世界 29 カ国・地域で展開するシンガポールの不動産大手 City Developments Limited は、「GRI 304: 生物多様性 2016」に基づき、保護地域等と関連する拠点の把握や重要なインパクトの管理を継続し、その蓄積を土台として 2024 年に東南アジアで初めて、サステナビリティ報告書で TNFD に沿った開示を実施した。自然の生息地に隣接する開発用地について、着工前から生物多様性影響評価を行い、インパクトの回避・低減を前倒してきた点も特筆される。このように GRI スタンドアードを使用して事業活動およびサプライチェーン全体における生物多様性へのインパクトの特定を継続的に進めてきた成果が GRI101 に LEAP アプローチが組み込まれたことで、GRI101 と TNFD の両枠組みに沿った整合性をもった報告が可能となった。

ケーススタディ②：Coca-Cola HBC (飲料)

Coca-Cola HBC は、GRI が焦点を当てるインパクトマテリアリティの開示経験をもとに、SBTN (SBTs for Nature) ガイドラインを使用し、バリューチェーン全体で生物多様性マッピングとマテリアリティ評価を進めている。この結果、主要インパクトは直接操業点ではなく上流 (農業由来の土地改変や取水) にあることが明確になった。一方で、信頼性の高い情報開示を進めていく上では、ティア 2 以降のデータ収集・検証が難しく、目標設定や進捗管理の信頼性確保が課題となることが示された。加えて、新興地域では外部評価ツールが汎用データに依存し、実態と乖離する可能性もあり、信頼できる現地調査などを優先し、調達・環境部門等を早期に巻き込むことが教訓として挙げられた。

ケーススタディ③：Enel (エネルギー)

Enel は 2020 年以降、GRI304 に基づく KPI で自社の生物多様性パフォーマンスを測定・報告してきた。この成果と GRI101 でカバーされている指標をもとに、生物多様性の重要性や水ストレス等の地域の自然条件とインパクト指標を組み合わせることで重要なインパクトとそのホットスポットを特定した。

ケーススタディ④：JSW Steel (鉄鋼)

インドの製鉄大手 JSW Steel は、「ノーネットロス」を掲げ、自社の最大拠点において生態系タイプ別に正 (+) と負 (-) の生物多様性フットプリントを算定し、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿って進捗管理を実施している。植林等により正のフットプリントを積み上げつつ、侵略的外来種の管理等、優先 KPI の絞り込みにつながった点が教訓とされ、定量化の取り組みが GRI101 と TNFD の開示準備に資すると結論付けられている。

以上を踏まえると、本ガイドは、重要な点として次の3点を提示している。

- ①GRI101 のロードマップに沿って生物多様性損失の「直接要因」の特定、影響が生じる「場所」のマッピング、「インパクト評価」、「開示」を一連のプロセスとして実施すること
- ②バリューチェーンの特に上流ではデータ制約が大きいことを前提に、地域固有のデータを優先しつつ、外部ツールや社内外の専門的知見を組み合わせで評価・管理を進めること
- ③TNFD の LEAP アプローチと整合させ、重複を避けること

加えて各社事例は、開示を重要インパクトの可視化にとどめず、意思決定・行動につなげる手段と位置づけている。また、初期段階から詳細な定量化を求めず、ホットスポットと主要な直接要因の特定から着手し、データの精度・範囲を段階的に高めるアプローチを各社とも採っている。

<人権>

OECD が AI のデューデリ指針を公表、企業に人権侵害リスクなどの特定・防止を求める

(参考情報：2026 年 2 月 19 日 OECD HP：

https://www.oecd.org/en/publications/oecd-due-diligence-guidance-for-responsible-ai_41671712-en.html)

経済協力開発機構（OECD）は 2026 年 2 月 19 日、「責任ある AI のためのデューデリジェンス・ガイダンス」（OECD Due Diligence Guidance for Responsible AI）を公表した。AI の開発・展開・利用に関わる企業に対し、人権・労働・環境などへの悪影響を特定・防止・軽減するためのリスクベースのデューデリジェンス（DD）を求める内容で、AI 分野に特化した国際的な DD 指針としては初の文書となる。既存の OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス（2018 年）と同様の 6 つのステップ構造を採用している点が特徴である。

ガイダンスは、主に①AI を開発する企業（基盤モデル開発者、アプリケーション開発者等）、②AI を業務に利用する企業（テクノロジー分野以外を含む）、③AI 開発に必要なデジタルサービスや物的・金融資源を提供する企業（クラウド、データ、半導体、投資家等）——を対象としている。業種・規模を問わず、AI バリューチェーンに関わる多国籍企業が広く想定されている。

ガイダンスが企業に求める 6 つのステップは、方針・体制への組み込みから、悪影響の特定・評価、停止・防止・軽減、実施状況の追跡、情報開示、救済措置の提供・協力で構成される。これは、OECD「責任ある企業行動（RBC）の DD 枠組みおよびセクター別ガイダンス」と同一の構造であり、同様の枠組みを採用する企業も多い。そのため、人権 DD を既に構築・運用している企業は、新たに独立した体制を構築しなくても、既存の枠組みに AI 固有のリスク項目（バイアス、プライバシー、説明責任等）を追加・拡張することで、本ガイダンスに沿った対応を進めることが可能だ。一方で、これから DD に着手する企業は、人権・AI の各 DD を統合的に設計することで、重複を避け効率的に構築・運用することが可能だ。

一方、ガイダンスは、ステークホルダーの関与や救済措置については、AI 特有の論点（バリューチェーン構造の特殊性や影響の性質など）を踏まえ、追加的な対応が必要になる場合があることにも言及している。

【図 1】本ガイダンスが企業に求めるデューデリジェンスの 6 ステップ

Step 1	方針・管理体制への RBC の組み込み
Step 2	実際・潜在的な悪影響の特定・評価
Step 3	悪影響の停止・防止・軽減
Step 4	実施状況・結果の追跡
Step 5	影響への対応状況の情報開示
Step 6	救済措置の提供または協力

出典：ガイダンスに基づきインタ総研作成

ガイダンスの公表は、欧州連合（EU）における関連法制度の動きとも時期的に重なる。企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく開示や、2024 年に採択された AI 規制法では、高リスクの AI システムに対しリスク管理体制の構築などを求めている。企業は、こうした規制の要件を実務に落とし込む際に、ガイダンスが示す DD の枠組みや具体的な対応プロセスを参照することができる。

企業の AI 導入が加速する一方で、AI が人権や労働にもたらす悪影響も顕在化している。例えば、グローバル企業が従業員採用で候補者選考に用いた AI が、過去データの偏りを学習し、女性候補者を一律に低評価していた事例が報じられている。また、OECD が 2022 年に欧米 7 カ国の企業と労働者計 7,000 人を対象に実施した調査では、多くの労働者が、所属企業が自身や働き方に関するデータを AI で収集していることに懸念を示している。特に金融セクターでは、そうしたデータ収集で「仕事の成果を出さなければならない」というプレッシャーをいっそう強く感じていると回答した労働者が 62%に上った。

こうした状況を背景に、2024 年の OECD AI 原則の改訂を経て、AI に特化した実務的な DD 指針として本ガイダンスが策定された。上位には、OECD 多国籍企業行動指針、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（UNGPs）、ILO 多国籍企業宣言といった責任ある企業行動に関する国際規範が位置づけられている。本ガイダンスは、これらの国際規範および CSRD や AI 規制法等の法規制と整合した、企業が AI に関するリスクを管理するための実務指針として位置づけられる。

【図 2】本ガイダンスと責任ある企業行動に関する国際規範・法規制の位置づけ

国際規範	規制（ハードロー）
OECD MNE 行動指針、OECD AI 原則、UNGPs、ILO MNE 宣言	AI 規制法、独 LkSG、仏注意義務法 等
OECD AI DD ガイダンス（2026 年） 上位規範の実施を支援する実務指針。人権 DD（RBC DD）と同一の 6 ステップ構造を採用。 EU AI Act 等の規制対応においても参照可能な方法論を提供。	
OECD DD Guidance for RBC（2018）の 6 ステップ枠組み NIST AI RMF / ISO 42001 等の技術標準	

出典：インタ総研作成

<サイバーセキュリティ>

○JCIC、企業規模・業界別のセキュリティ投資額・人員数の目安値を公開

(参考情報：一般社団法人日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会 (JCIC))

「企業規模・業種別に見るセキュリティ投資・人員数の目安値～DX with Security を実現するために必要なリソース水準とは～」:

<https://www.j-cic.com/pdf/report/Security-Investment-and-Staffing-Levels-by-Company-Size-and-Industry.pdf>

サイバーセキュリティに関する調査研究を行う一般社団法人日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会 (JCIC) は、企業規模・業界別のセキュリティ投資額およびセキュリティ人員数の目安に関する調査結果を公表した。

ここでいうセキュリティ投資額とは、セキュリティ対策に投じるすべての支出を対象としており、リスク低減や事業継続力の強化を目的とした投資と位置付けている。セキュリティ人員数とは、セキュリティ部門に限らず、他部門所属者と外部委託先要員を含め、セキュリティ業務を担当しているリソースを FTE (Full-Time Equivalent) *で算定した値を指す。

企業の類型		セキュリティ投資額／ 売上高の目安値	セキュリティ人員数 ／全従業員数の目安値
企業規模	業種		
大企業	金融	0.6%	0.8%
	IT・情報通信	0.5%	0.6%
	社会インフラ	0.3%	0.3%
	製造	0.2%	0.2%
	小売・サービス・その他	0.1%	0.2%
中堅企業 (売上高 100 億円～1,000 億円)		0.3%	0.2%

出典：一般社団法人日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会 (JCIC)

「企業規模・業種別に見るセキュリティ投資・人員数の目安値～DX with Security
を実現するために必要なリソース水準とは～」をもとにインタ総研作成

顧客の機微な情報を大量に保有し、事業の安定性が高く求められる金融業は、最も高い投資額と人員数が目安値として設定されている。IT・情報通信業は、提供する IT サービス・通信事業そのものにセキュリティ対策を実装することが不可欠であり、自社の信頼性を確保する観点からも、金融業に次いで高い目安値となっている。社会インフラ業は、提供するサービスが国民生活や経済活動を支える基盤であり、インフラの安全性・継続性を確保する観点からセキュリティへの投資は公的責任の一環と位置付けられるため、3 番目に高い目安値となった。

サイバー攻撃によって事業が停止する事案が複数発生していることから、企業のサイバーセキュリティ対策への関心は非常に高まっている。一方で、セキュリティ投資の効果や必要な水準の判断は難しく、その妥当性を客観的に把握しにくいのも事実である。適切なセキュリティ対策は企業の責務となりつつあるなか、経営層とセキュリティ部門の責任者は、本調査結果で示されている目安値を参考に、自社に必要なセキュリティリソースを計画的に配分・確保し、実効性のある対策を推進することが求められる。

* FTE (Full-Time Equivalent) : 組織やプロジェクトにおける人員の仕事量をフルタイム勤務の人数に換算して表す指標。

以上

MS & AD インターリスク総研株式会社は、MS & AD インシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & AD インターリスク総研㈱

リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（リスク・クライシスマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<リスク・クライシスマネジメントグループ>

（旧危機管理・コンプライアンスグループ、旧統合リスクマネジメントグループ）

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応
- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

（旧危機管理・サイバーリスクグループ）

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2026

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&AD-インターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

